

令和7年度 就学事務システム標準化検討会 (第2回)

令和6年度までの検討状況と令和7年度の取組について

1. 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

1.1. これまでの経緯と今年度の検討内容

- 就学事務では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づき、地方公共団体の業務プロセスや情報システムの実態等について調査を行い、令和6年8月に「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第3.1版】」、令和7年8月に「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第4.0版】」を策定しました。
- 標準仕様書の改定に当たり、デジタル庁「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」（令和5年6月16日）では、移行支援期間（2025年度まで）においては統一・標準化の取組を優先するため、真に必要な場合を除いて原則として見直しは行わないこととされています。しかし、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号：令和6年5月公布、令和8年5月までに施行予定）において離婚後の共同親権者に関する規定が追加されたことを踏まえ、就学援助システム及び学齢簿システムの標準仕様書の機能要件・帳票要件等の改定を行う必要が生じています。
- これらの状況を踏まえ、以下の検討内容について有識者検討会にてご意見をお伺いし、「就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第4.1版】」及び「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第4.0版】」の策定を進めて参ります。
 - 民法改正に伴う、離婚後の共同親権者に関する規定が追加されたことに対する改定
 - 誤記の修正・仕様書の整合性確保等の必要最低限の訂正
 - 仕様書の解釈の疑義に対する必要最低限の補記

2. 学齢簿システム・就学援助システム標準仕様書の改定概要

2.1. 改定のポイント

- 学齢簿システム・就学援助システムともに、民法改正への対応として離婚後の共同親権者を管理できるようにするとともに、学齢簿システムについては双方の親権者に通知等を送付できるように機能追加・帳票レイアウトの改定を行います。
- また、あわせて誤記や仕様書の整合性確保、要件の解釈の明確化のための補記といった軽微な修正も実施します。

改定のポイント

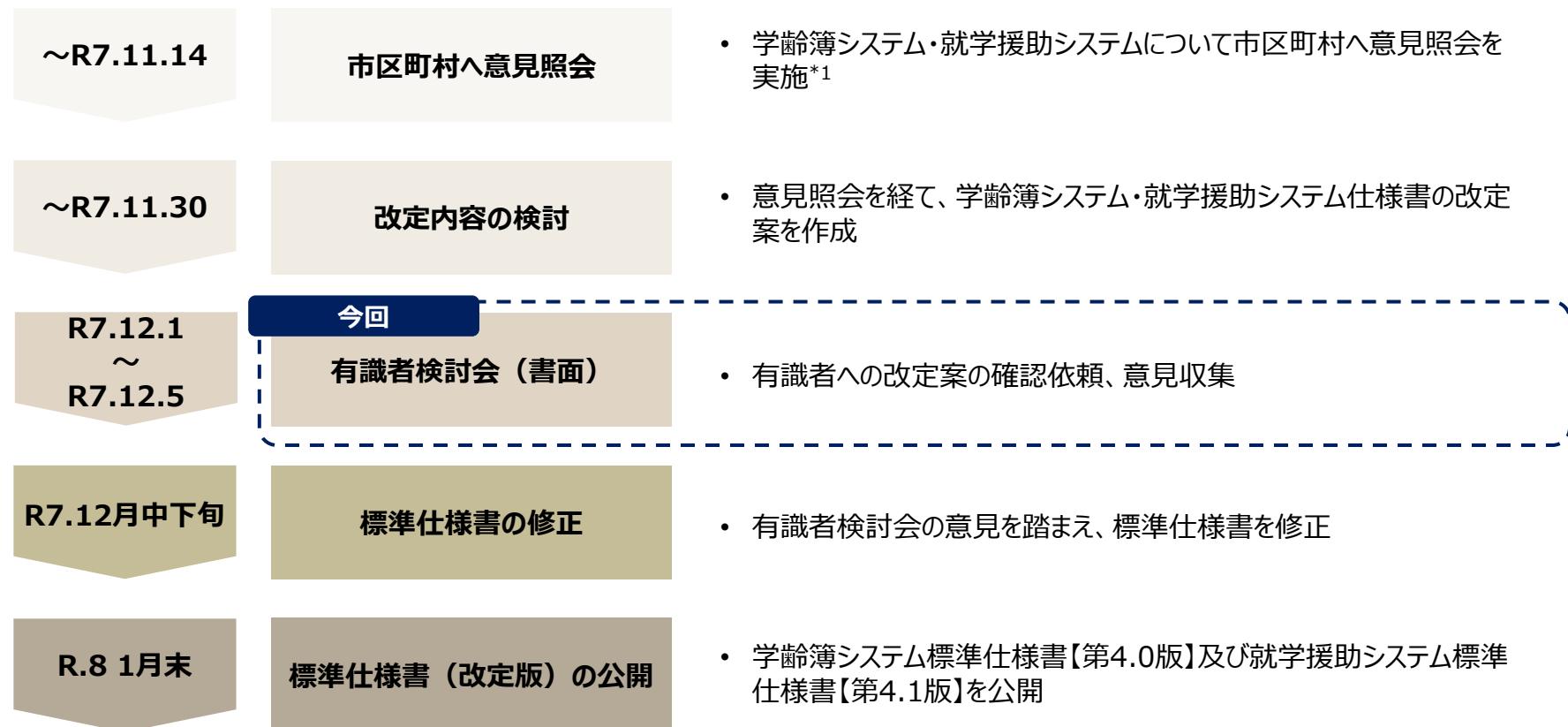
民法改正への対応	学齢簿システム	<p>【離婚後の共同親権者の管理機能の追加】</p> <ul style="list-style-type: none">民法改正に対応するため、離婚後の共同親権者を保護者情報として管理できるようにするほか、監護者フラグの追加等の必要な改定を実施。 <p>【離婚後の共同親権者への帳票送付機能の追加、帳票レイアウト改正】</p> <ul style="list-style-type: none">離婚後の共同親権者が登録されている場合に双方の親権者に通知書等を送付できるように機能を追加するとともに、帳票レイアウトを改定。
	就学援助システム	<p>【離婚後の共同親権者の管理機能の追加】</p> <ul style="list-style-type: none">民法改正に対応するため、離婚後の共同親権者を保護者情報として管理できるように機能を追加。離婚後の共同親権者の情報を学齢簿システムから連携できるように機能を追加。
その他	学齢簿・就学援助システム共通	<p>【その他軽微な修正】</p> <ul style="list-style-type: none">自治体及びベンダへのPMOツール等でいただいたご意見を踏まえ、軽微な改定作業を行う。 (誤記・仕様書の整合性確保等に伴う訂正、解釈が分かれる恐れのある記述の補記等、必要最低限の対応を実施)

2. 学齢簿システム・就学援助システム標準仕様書の改定概要

2.2. 改定スケジュールと有識者検討会の位置づけ

- 標準仕様書の改定にあたっては既に市区町村へ意見照会を実施しており、有識者検討会にて市区町村の意見照会結果を踏まえた対応方針についてご確認いただくことで、実効性の高い標準仕様書を策定します。
- 異婚後の共同親権者に関する機能等の実装は法令改正により必須の対応となるため、検討会ではこれらの具体的な実装方法等について、構成員の方々に書面にてご確認をお願いします。

改定スケジュールと有識者検討会の位置づけ（学齢簿・就学援助共通）



2. 学齢簿システム・就学援助システム標準仕様書の改定概要

2.3. 意見照会結果の概要

- 意見照会では学齢簿129件、就学援助20件の意見が寄せられました。
- このうち、今回改定にて検討対象となる意見は学齢簿28件、就学援助5件です。これらの意見に対する対応方針について、ご確認をお願いします（第3章に詳述）。

自治体からの意見数及び分類

意見の分類	学齢簿	就学援助	
機能要件に対する意見	19	5	対応方針を検討し 検討会にて審議
帳票要件・帳票レイアウトに対する意見	9	- ※改定なし	
その他の要件に関する意見	0	0	
軽微な改定 (誤字・仕様書内の整合性等)	17	1	改定要否を検討するが 検討会対象外
対象外機能への意見	39	7	
データ要件・連携要件への意見	4	2	
その他対象外 (要件への事実誤認、意見ではないもの等)	41	6	検討の対象外 ※内容は確認し、適宜必要な修正を行うとともに、 次年度以降に向けた改定の参考資料とする。
意見数合計*1	129	20	

3. 審議対象

3.1. 学齢簿システム標準仕様書【第4.0版（案）】の改定方針（案）（1/2）

■ 学齢簿システム標準仕様書改定案に対する自治体からの意見と対応方針を示します。

学齢簿システム：自治体からの意見趣旨及び改定方針（案）

1. 異婚後の共同親権に関する改定

#	改定箇所	改定内容	改定に対する自治体からの意見（要旨）	件数 *1	改定方針（案）
1	機能要件 機能ID 0170459	保護者情報の管理 項目に「監護者情報 フラグ」を追加	<ul style="list-style-type: none">児童生徒の同居者が監護者であるケースが多いが、現行制度下でも居住実態と監護者の指定に相違が生じるケースがあり、改正民法後も同様のケースは想定されるため、監護者フラグの管理は必要。本自治体では離婚後の共同親権下でも、就学に係る通知等の送付先は、子と同居する監護者となる可能性が高い。	2	<ul style="list-style-type: none">いずれの自治体においても、申し出があった場合は監護者を登録する必要があるため、監護者フラグを実装必須機能として追加。
2	機能要件 機能ID 0170460	離婚後の共同親権 者の管理機能を追 加	-	-	<ul style="list-style-type: none">いずれの自治体においても、申し出があった場合は離婚後の共同親権者を管理する必要があるため、離婚後の共同親権者を保護者として追加で管理できる機能を実装必須機能として追加。
3	機能要件 機能ID 0170461	離婚後の共同親権 者双方への通知送 付機能の追加	<ul style="list-style-type: none">法令上、すべての保護者に対する通知までは規定されていないため、同意がとれている場合は、事務負担を踏まえていざれか1名の親権者に対してのみ通知を行うことも想定している。	7	<ul style="list-style-type: none">いずれの自治体においても、申し出があった場合は離婚後の共同親権者双方に通知を送付する必要があるため、各々の親権者への帳票出力機能を実装必須機能として追加。自治体意見を踏まえ、離婚後の共同親権者が登録されている場合に必ず複数帳票を出力するのではなく、出力するか否かを都度選択できる機能として追加。
4			<ul style="list-style-type: none">1人の児童生徒に対し2枚の通知を発送することになるため発送時の事務誤りが懸念される。宛名欄に連番などを導入してほしい。	2	<ul style="list-style-type: none">現在の仕様でも、EUC機能等を用いて発送先一覧を作成できチェックが可能なため、改定しない。

5 *1 同一自治体からの意見は1件とカウントし、自治体数を記載。以下同じ。

3. 審議対象

3.1. 学齢簿システム標準仕様書【第4.0版（案）】の改定方針（案）（2/2）

■（前頁からの続き）

学齢簿システム：自治体からの意見趣旨及び改定方針（案）

#	改定箇所	改定内容	改定に対する自治体からの意見（要旨）	件数	改定方針（案）
5	機能要件 機能ID 0170462	通知等の宛名の設定方法の柔軟化	・複数の保護者に送付が必要な帳票に対して新たな宛名の印字方法（児童生徒氏名+保護者様）が追加されたが、混乱を避けるため宛名の記載方法を統一したく、他の全ての帳票にも印字できるようにしてほしい。	2	・1つの宛名で複数の共同親権者への通知ができるよう、宛名に「（児童生徒氏名）+保護者様」という形式を追加。（例：文科 太郎 保護者様） ・ただし、全ての自治体において必要な機能ではないことから、標準オプション要件として追加。
6	帳票レイアウト (全般)	複数の保護者欄がある帳票のレイアウト	・保護者欄を2分割して、離婚後の共同親権者が登録されている場合は2名記載し、それ以外の場合は1名のみ記載してもう1名を空欄とするレイアウトは、婚姻関係にある保護者に対して違和感を与えるのではないか。また、1名のみの記載だと、提出先によっては『片親』であるという誤った印象を与えるのではないか。 ・帳票の見やすさの観点から、保護者欄を分割する線は必要な場合のみ表示されるようにしてほしい。	5	・いずれの自治体においても、申し出があった場合は離婚後の共同親権者双方に通知を送付する必要があるため、複数の保護者名を記載できるように帳票レイアウトを修正。 ・自治体意見を踏まえ、保護者を2名記載する場合のみ保護者欄を追加して印字し、それ以外の場合は保護者欄が1名分となるような帳票レイアウトとして追加。

2. その他の改定

※意見照会ではなく、PMOツール等でいただいたご意見への対応

#	改定箇所	改定内容	改定理由
7	帳票要件 帳票ID 0170018 区域外就学協議書 帳票ID 0170019 区域外就学承諾書	実装必須機能から標準オプション要件へ訂正	・自治体から本様式を利用しないため旨の意見が複数あり、法令・制度上必須の帳票ではないため区分を変更。 (※意見照会ではなく、PMOツール等でいただいたご意見への対応)

3. 審議対象

3.2. 就学援助システム標準仕様書【第4.1版（案）】の改定方針（案）

■ 就学援助システム標準仕様書改定案に対する自治体からの意見と対応方針を示します。

就学援助システム：自治体からの意見趣旨及び改定方針（案）

1. 異婚後の共同親権に関する改定

#	改定箇所	改定内容	改定に対する自治体からの意見（要旨）	件数	改定方針（案）
1	機能要件 機能ID 0180285	離婚後の共同親権者 の管理機能を追加	・学齢簿管理システムから親権者（保護者）情報が 2名分連携される場合であっても、他方が履歴とな ってしまうなどして、運用上適切な管理ができない可 能性があるため、機能要件として明記してほしい。	1	・いずれの自治体においても、申し出があった場合は監 護者を双方管理する必要があるため、複数の親権者 （保護者）情報を管理できる機能を実装必須機能 として追加。
2	機能要件 機能ID 0180285	通知書送付の対象 者にかかる考え方を 追加	・結果通知を共同親権者に送付するべきではないと判 断した場合には、通知先の選択を可能としていただき たい。 ・共同親権者を含むことにより、通知を共同親権者2 名分を作成できるようにしなければならない。	2	・就学援助の通知は申請者に対して行うものであり、 共同親権者であっても双方の保護者への通知は不 要と解釈されることから、自治体にその旨を明確化す るため、「要件の考え方・理由」に追記。
3	機能要件 機能ID 0180286	離婚後の共同親権 者就学世帯への反 映選択機能を追加	・学齢簿システムについては、2名の保護者情報が登 録されている場合、就学事務システムでは、そのうち1名 分で就学認定基準額を算定することが想定される。 (同居者のみ算定に含む等。) ・共同親権者の管理方法については自治体によって判 断が分かれると思われる。	2	・自治体意見を踏まえ、離婚後の共同親権者が登録 されている場合に、必ず就学世帯として管理するの ではなく、就学世帯として管理するか否かを選択できる 機能を追加。 ・ただし、全ての自治体において必要な機能ではないこ とから、標準オプション要件として追加。

2. その他の改定

※意見照会ではなく、PMOツール等でいただいたご意見への対応

#	改定箇所	改定内容	改定理由
4	機能要件 機能ID 0180263	生活保護開始・停止・再開・廃止の 理由の訂正	・データ要件でも現在管理されていない項目であり、この時期に項目を追加することはベンダの 開発に影響を与える恐れがあるため、データ要件との整合性を図るため、削除。

(参考) 審議に当たっての参考資料

- 標準仕様書の改定に係る考え方の詳細は、デジタル庁の資料をご参照ください。
[標準仕様書の改定・運用に関する考え方 \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp/guidelines/standard-specifications.html)
- 「民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）」に関する詳細は、法務省ウェブサイトをご参照ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html